



このパンフレットは、認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリーサポート事業およびベビーシッターで、自治体に届出を出している施設（以下、「認可外保育施設等」）を利用している方へ、幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」）に関する手続きや必要な書類などについて記載しています。

無償化の対象となるためには、事前に申請書の提出が必要です。よく読んで手続きしてください。

1 はじめに

無償化の対象になるためには、利用開始前に、居住する市町村に対して手続きが必要です。また、保育の必要性がある世帯が対象となりますので、それを証する書類の添付が必要となります。

2 無償化の対象者について

次の項目の全てを満たす方が無償化の対象になります。

- ① 保育所等(※)に在籍していない
- ② 共働き世帯の子どもなど、保育の必要性がある世帯
- ③ 3歳児クラス以上の子ども、または0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子ども

※ 保育所等：認可保育所、地域型保育事業、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、企業主導型保育事業

3 保育の必要性について

すべての保護者が、次のいずれかに該当する場合は、保育の必要性がある世帯として認定します。

	保護者の状況	認定される期間
1	自宅内外で月64時間以上働いているとき	退職等まで または 子どもの就学まで
2	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前6週から産後8週を含む月
3	病気、負傷、障がい等のため保育が困難なとき	医師の診断書等で判断できる期間
4	親族の介護や看護をしているとき	医師の診断書等で判断できる期間
5	震災、火災などの復旧にあたっているとき	復旧状況により必要と判断できる期間
6	仕事を探しているとき	原則3か月間
7	大学や職業訓練校などに通っているとき	卒業等までの期間

4 無償化の金額について

複数の認可外保育施設等を利用する場合は、全ての利用料を合算し①の金額を上限に無償化の対象となります。また、預かり保育が一定基準（1日8時間または年間200日）未満の幼稚園等を利用する場合は、預かり保育と認可外保育施設等の利用料を合算し②の金額が上限となります。

1月当たりの無償化の上限額	3歳～5歳	0～2歳児クラス 非課税世帯
①	37,000円	42,000円
② ※ア～ウのうち最も低い額	ア：11,300円（上限額） イ：450円×預かり保育利用日数 ウ：1月当たりの預かり保育利用料	ア：16,300円（上限額） イ：450円×預かり保育利用日数 ウ：1月当たりの預かり保育利用料

5 無償化の手続きについて

無償化の対象になるためには、保護者が居住する市町村に以下の書類により申請し、無償化の認定を受ける必要があります。書類に不足がある場合は認定ができないことがありますのでご注意ください。

① すべての方が提出する書類

1	子育てのための施設等利用給付認定申請書
---	---------------------

② 世帯状況により①の書類に加えて提出する書類(下記の状況に該当しない場合は提出の必要はありません。)

	状況	提出書類
1	ひとり親家庭の場合 ※いずれかの書類を提出	・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証(マル親医療証)の写し ・全部事項証明書(戸籍謄本) ・裁判所より発行される離婚調停中の証明書 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明
2	認可保育所への入所申込みを申請していない方	認可保育所等利用申込みの不実施に係る理由書
以降は0～2歳児クラスの申請者が対象となります。		
3	令和5年中または令和6年中に国外に居住していた場合	該当年の国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類
4	令和6年(または令和7年)1月1日に座間市に住民登録が無い方	・令和7年4月～8月に利用開始する場合 ……令和6年度市民税非課税証明書 ・令和7年9月～翌3月に利用開始する場合 ……令和7年度市民税非課税証明書
5	単身赴任中の方がいる場合	単身赴任をしている方の課税(非課税)証明書
6	生活保護世帯の場合	受給者証のコピー
7	里親等に委託されている世帯の場合	措置委託通知書のコピー等



③ 保育の必要性を証明する書類

	要件		提出書類
1	就労	ひと月に64時間以上の就労	・就労証明書（自営業、農業、発注先不特定の内職の場合は、併せて営業許可証または開業届の写し等）
2	妊娠・出産	産前6週から産後8週が属する月であり、出産の準備又は休養を要する期間	・母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日が記載されているページのもの
3	傷病・障がい	負傷または病気、身体・精神に障害がある場合 ※いずれかの書類を提出	・保育の必要性とその期間の記載がある医師の診断書 ・障害者手帳の写し
4	親族の介護	長期にわたり傷病・障がいのある親族の介護をする場合	・医師の診断書または障害者手帳の写し ・介護の状況やスケジュールを記したもの（任意書式）
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧に当たる場合	・罹災証明書
6	求職活動	要件を満たす就労をするための活動を行い、外出することが常態となっている場合	・期間限定誓約書
7	就学	学校教育法に基づく学校、専門学校、職業訓練校などに在学している場合	・学生証または在学証明書 ・時間割等スケジュールを記したもの

6 利用費の請求について

認可外保育施設等から発行された領収書と提供証明書を添付し、市所定の請求書に併せて座間市に請求手続きを行ってください。請求書は無償化の対象者に送付いたします。今年度は3か月ごと、年4回の手続きの期間を設けていますので、施設等から発行された領収書等は大切に保管してください。

7 申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて

転出や転職などにより申請内容に変更が生じた場合には、速やかに以下の書類を提出してください。

① 変更が生じたすべての方が提出する書類

1	子育てのための施設等利用給付変更・取消申請書
---	------------------------

② 状況により①の書類に加えて提出する書類

	状況	提出書類
1	市外への転出	—
2	世帯構成の変化（離婚、結婚、祖父母との同居等）	ひとり親家庭となった場合は、戸籍謄本等のひとり親を証明する書類
3	保育を必要とする状況の変化	
	就労状況の変化（転職、勤務時間の変更等）	就労証明書
	離職後に求職活動を行う場合	期間限定誓約書
	入所後に保育の必要性が生じた場合	すべての保護者の保育の必要性を証明する書類
	保育の必要性が無くなった場合	—
4	その他、申請内容に変更が生じた場合	適宜お問い合わせください



8 FAQ

Q1:一度無償化の認定を受ければ卒園まで有効ですか？

支給認定は原則在住する市区町村が行います。そのため、支給認定期間中に市外転出をした場合は、転出先の市区町村で再度支給認定を受ける必要があります。また、「新2号認定・新3号認定」は、保育の必要性の要件等に変更が生じた場合、認定が取消になる可能性があるため、1年に1回以上現況確認を行っています。現況確認に必要な書類の提出をお願いしますので、必ずご提出ください。また、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

Q2:保育の必要性がある書類を提出し忘れていましたが、遡って認定できますか？

書類を受領した月より前に遡って新2号および新3号に認定することはできません。速やかにご提出ください。



記載例

ための施設等利用給付認定申請書

(宛先) 座間市長

【申請にあたって同意いただく事項】

- 市が給付認定及び副食費免除決定等に必要な市区町村民税の情報（同一世帯者及び生計同一者を含む。）及び世帯構成情報等について閲覧すること。
- 決定した認定及び免除について、利用施設に提示すること。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報等必要と認められる場合に、施設・事業者提供すること。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があること。
- 認定事務が集中し、審査に時間を要する場合、認定までに30日を超えることがあること。
- 虚偽の記載等がある場合、支給認定を取り消す場合があること。
- 親権者双方（複数の場合）合意の上、提出すること。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定を申請します。

				申請日	● 年 ●● 月 ●● 日	
申請子ども	フリガナ	ザマ ヒマワリ	性別	主に利用する施設名		
	氏名	座間 向日葵	☐ 男	施設利用開始日	年	
	生年月日	●● 年 ●● 月 ●● 日	☐ 女			
保護者	フリガナ	ザマ タロウ	申請子どもとの続柄	日中の連絡先(電話番号)		
	氏名	座間 太郎	父	父 090-※※※※-※※※※※※※※※※ 母 080-※※※※-※※※※※※※※※※	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	
現住所	〒 252 - 8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 ザマリンレジデンス 101					
令和6年1月1日現在の住所	母親	☒ 現住所と同じ		父親	東京都千代田区※※ ※※※※※※※※ ☐ 現住所と同じ	
令和7年1月1日現在の住所	母親	☒ 現住所と同じ		父親	☒ 現住所と同じ	

日中繋がりがやすい連絡先を記入してください

住民票上の世帯分離者や単身赴任等による別居者を含む、申請子どもの保護者、同居者を記入してください。

※個人番号は、令和6年（または令和7年）1月1日時点で座間市に住民票がない方のみ記入してください。

(生計中心申請子どもの番号に○を付けてください)		フリガナ	氏名	続柄	生年月日	就労先または単身赴任先／ 在学・在園名および 令和7年4月1日時点の学年
	1		ザマ タロウ 座間 太郎	父	個人番号 123456789000 ●● 年 ● 月 ● 日	(株)ざまりん商事
	2		ザマ リン 座間 凛	母	個人番号 ●● 年 ● 月 ● 日	ざまりん銀行
	3		ザマ タイヨウ 座間 太陽	兄	個人番号 ●● 年 ● 月 ● 日	ざまりん小学校 2年
	4		ザマ ヨシコ 座間 良子	祖母	個人番号 ●● 年 ● 月 ● 日	無職
	5				個人番号 年 月 日	
	6				個人番号 年 月 日	
	7				個人番号 年 月 日	
ひとり親	要件に当てはまる方は裏面も忘れずに記入してください。				別 ☐ 未婚 ☐ 離婚協議中	生活保護の受給 ☒ 無 ☐ 有 ☐ 申請中

※ひとり親世帯は、パンフレット3ページを参照

裏面に保育を必要とする要件等をご記入ください

【 自由記入欄 】



【問い合わせ先】

座間市役所 保育・幼稚園課 認定給付係

住所：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話：046-252-7202

受付：祝日を除く月曜日から金曜日 8:30～17:15

第2・第4土曜日 8:30～12:00



令和6年9月作成